

ID: 3083

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	立木の伐採の許可(択伐及び間伐に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	森林法 第34条第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】 法第34条第1項の規定による。 (保安林における制限) 第34条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合 (2) 次条第1項に規定する択伐による立木の伐採をする場合 (3) 第34条の3第1項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合 (4) 第39条の4第1項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従って立木の伐採をする場合 (5) 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けて伐採する場合 (6) 第188条第2項の規定に基づいて伐採する場合 (7) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合 (8) 除伐する場合 (9) その他農林水産省令で定める場合			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日